

議案第 58 号

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 10 月 16 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

集約する新園において預かり保育の実施日及び提供時間を拡充するとともに、区立幼稚園及び区立認定こども園の預かり保育料の額の改定に伴い、関係規定及び様式の整備を図るため、世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育のうち同法第7条第3項に規定する保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を提供する日」を削る。

第2条中「世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園、世田谷区立砧幼稚園、世田谷区立八幡山幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園」を「全ての幼稚園」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（定員）

第4条 預かり保育の定員は、別表に定めるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（時間）

第5条 預かり保育を提供する時間は、次の各号に掲げる提供園の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） 教育課程に係る教育時間を除く午前7時15分から午後6時15分まで

(2) 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） 次のア及びイに掲げる幼稚園の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア 世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立砧幼稚園及び世田谷区立八幡山幼稚園
教育課程に係る教育時間の終了後から午後4時30分まで

イ 世田谷区立さくらのおか幼稚園及び世田谷区立たまがわのもり幼稚園 教育課程に係る教育時間を除く午前8時30分から午後6時まで

第6条第1項各号列記以外の部分中「ごとに」を「の区分に応じ、」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 預かり保育提供幼稚園 次のア及びイに掲げる幼稚園の区分に応じ、当該ア及

びイに定める日

ア 世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立砧幼稚園及び世田谷区立八幡山幼稚園
規則第5条第1項第2号の休業日及び同条第4項本文の規定により休業する授
業日

イ 世田谷区立さくらのおか幼稚園及び世田谷区立たまがわのもり幼稚園 規則
第5条第1項第2号エからカまでの休業日及び同条第4項本文の規定により休
業する授業日

第7条中「預かり保育提供認定こども園においては条例別表第2に定める預かり保
育の利用に係る区分を、預かり保育提供幼稚園においては」を削る。

第8条中「預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用申
込書（第1号様式）により、預かり保育提供幼稚園においては預かり保育利用申込書
（第2号様式）」を「預かり保育利用申込書（第1号様式）」に改める。

第9条中「預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用承
諾書兼預かり保育料額決定通知書（第3号様式）により、預かり保育提供幼稚園にお
いては預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第4号様式）」を「預かり
保育利用承諾通知書（第2号様式）」に、「第5号様式」を「第3号様式」に改める。

第10条中「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその利用の辞退を承
諾し、預かり保育利用辞退承諾通知書（第5号様式）によりその旨を保護者に通知
するものとする。

第11条第1項第3号中「又は認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料
額決定通知書により通知した利用時間」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「
第1項」を「前項」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改め、「、前項の規定に
より利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用辞退承諾通知書（第8号様式）に
より」を削り、同項を同条第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

校名	定員
世田谷区立給田幼稚園	25人

認定こども園世田谷区立 多聞幼稚園	24人
世田谷区立砧幼稚園	25人
世田谷区立八幡山幼稚園	25人
世田谷区立さくらのおか 幼稚園	34人
世田谷区立たまがわのも り幼稚園	34人

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

預かり保育利用申込書

世田谷区教育委員会 あて

申込者 住所
(保護者)

氏名

園児との続柄（ ）

下記のとおり預かり保育の利用を申し込みます。

預かり保育の利用に当たっては、世田谷区立幼稚園保育料条例、世田谷区立認定こども園保育料条例、世田谷区立幼稚園預かり保育規則等に基づく指示を守ります。

記

幼稚園名

クラス名

ふりがな

園児氏名

利用希望日

第2号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

預かり保育利用承諾通知書

あて

世田谷区教育委員会 印

下記のとおり預かり保育の利用を承諾したので通知します。

記

幼稚園名

園児氏名

利用日

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

預かり保育利用不承諾通知書

あて

世田谷区教育委員会 

下記のとおり預かり保育の利用を承諾しないことに決定したので通知します。

記

幼稚園名

園児氏名

承諾しない日

理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第10条関係）

預かり保育利用辞退届

年 月 日

世田谷区教育委員会 あて

届出者 住所
(保護者)

氏名

園児との続柄 ()

下記のとおり預かり保育の利用を辞退したいので届け出ます。

記

幼稚園名

クラス名

ふりがな

園児氏名

辞退する利用日

理由

第5号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

預かり保育利用辞退承諾通知書

あて

世田谷区教育委員会



下記のとおり預かり保育の利用の辞退を承諾したので通知します。

記

幼稚園名

園児氏名

辞退の承諾に係る利用日

第6号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

預かり保育利用承諾取消通知書

あて

世田谷区教育委員会 印

下記のとおり預かり保育の利用の承諾を取り消したので通知します。

記

幼稚園名

園児氏名

取消しに係る利用日

理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第7号様式及び第8号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第2号様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立幼稚園預かり保育規則 平成21年 7 月28日世教委規則第13号 改正 平成26年 5 月30日世教委規則第 9 号 (略) 令和 7 年 9 月26日世教委規則第23号 <u>令和 8 年10月 日世教委規則第 号</u> 世田谷区立幼稚園預かり保育規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第 1 条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。次条において「幼稚園」という。）における教育課程に係る教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (提供園) 第 2 条 預かり保育を提供する幼稚園（以下「提供園」という。）は、<u>全ての幼稚園</u>とする。 (対象)	○世田谷区立幼稚園預かり保育規則 平成21年 7 月28日世教委規則第13号 改正 平成26年 5 月30日世教委規則第 9 号 (略) 令和 7 年 9 月26日世教委規則第23号 世田谷区立幼稚園預かり保育規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）第 1 条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。次条において「幼稚園」という。）における教育課程に係る教育時間の開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日<u>であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育のうち同法第 7 条第 3 項に規定する保育又は同法第28条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育を提供する日</u>に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活動（以下「預かり保育」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 (提供園) 第 2 条 預かり保育を提供する幼稚園（以下「提供園」という。）は、<u>世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園、世田谷区立砧幼稚園、世田谷区立八幡山幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園</u>とする。 (対象)

改正後	改正前
第3条 預かり保育を利用することができる幼児は、提供園ごとに当該提供園に在園する幼児とする。ただし、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 （定員）	第3条 預かり保育を利用することができる幼児は、提供園ごとに当該提供園に在園する幼児とする。ただし、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 （定員）
第4条 <u>預かり保育の定員は、別表に定めるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</u> （時間）	第4条 <u>預かり保育の定員は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定める人数とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</u> <u>（1） 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） 24人</u> <u>（2） 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） 別表に定める人数</u> （時間）
第5条 <u>預かり保育を提供する時間は、次の各号に掲げる提供園の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>（1） 預かり保育提供認定こども園（提供園のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下同じ。） 教育課程に係る教育時間を除く午前7時15分から午後6時15分まで</u> <u>（2） 預かり保育提供幼稚園（預かり保育提供認定こども園を除いた提供園をいう。以下同じ。） 次のア及びイに掲げる幼稚園の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間</u> <u>ア 世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立砧幼稚園及び世田谷区立八幡山幼稚園 教育課程に係る教育時間の終了後から午後4時30分まで</u>	第5条 <u>預かり保育を提供する時間は、次の各号に掲げる提供園ごとに当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>（1） 預かり保育提供認定こども園 世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号。第7条において「条例」という。）別表第2に定める利用時間</u> <u>（2） 預かり保育提供幼稚園 教育課程に係る教育時間の終了後から午後4時30分まで</u>

改正後	改正前
<u>イ 世田谷区立さくらのおか幼稚園及び世田谷区立たまがわのもり幼稚園 教育課程に係る教育時間を除く午前 8 時30分から午後 6 時まで</u> (提供しない日) 第 6 条 預かり保育を提供しない日は、次の各号に掲げる提供園<u>の区分に応じ</u>、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 預かり保育提供認定こども園 世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年 3 月世田谷区教育委員会規則第 7 号。次号において「規則」という。）第 5 条第 3 項各号に掲げる日 (2) <u>預かり保育提供幼稚園 次のア及びイに掲げる幼稚園の区分に応じ、当該ア及びイに定める日</u> <u>ア 世田谷区立給田幼稚園、世田谷区立砧幼稚園及び世田谷区立八幡山幼稚園 規則第 5 条第 1 項第 2 号の休業日及び同条第 4 項本文の規定により休業する授業日</u> <u>イ 世田谷区立さくらのおか幼稚園及びたまがわのもり幼稚園 規則第 5 条第 1 項第 2 号エからカまでの休業日及び同条第 4 項の規定により休業する授業日</u> 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、前項の預かり保育を提供しない日を変更し、又は臨時に預かり保育を提供しない日を定めることができる。 (利用単位) 第 7 条 預かり保育の利用は、日を単位とする。 (利用の申込み) 第 8 条 幼児に預かり保育を利用させようとする保護者は、委員会が別に定める日までに<u>預かり保育利用申込書（第 1 号様式）</u>により委員会に利用の申込みをしなければならない。	(提供しない日) 第 6 条 預かり保育を提供しない日は、次の各号に掲げる提供園<u>ごとに</u>当該各号に定めるとおりとする。 (1) 預かり保育提供認定こども園 世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年 3 月世田谷区教育委員会規則第 7 号。次号において「規則」という。）第 5 条第 3 項各号に掲げる日 (2) <u>預かり保育提供幼稚園 規則第 5 条第 1 項第 2 号の休業日及び同条第 4 項の規定により休業する授業日</u> 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、前項の預かり保育を提供しない日を変更し、又は臨時に預かり保育を提供しない日を定めることができる。 (利用単位) 第 7 条 預かり保育の利用は、<u>預かり保育提供認定こども園においては条例別表第 2 に定める預かり保育の利用に係る区分を、預かり保育提供幼稚園においては日を単位とする。</u> (利用の申込み) 第 8 条 幼児に預かり保育を利用させようとする保護者は、委員会が別に定める日までに<u>預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用申込書（第 1 号様式）</u>により、預かり保育提供

改正後	改正前
(利用の承諾) 第9条 委員会は、前条の申込みがあった場合において、利用の承諾をすることに決定したときは<u>預かり保育利用承諾通知書（第2号様式）</u>により、利用の承諾をしないことに決定したときは<u>預かり保育利用不承諾通知書（第3号様式）</u>により当該申込みをした保護者に通知するものとする。 (利用の辞退) 第10条 保護者は、預かり保育の利用を辞退しようとするときは、速やかに<u>預かり保育利用辞退届（第4号様式）</u>によりその旨を委員会に届け出なければならない。 <u>2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその利用の辞退を承諾し、預かり保育利用辞退承諾通知書（第5号様式）によりその旨を保護者に通知するものとする。</u> (利用の承諾の取消し) 第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消すことができる。 (1) 預かり保育を利用する幼児が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。 (2) 正当な理由がなく預かり保育料を納めないとき。 (3) 正当な理由がなく第5条の預かり保育を提供する時間を超えて利用したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めた	<u>幼稚園においては預かり保育利用申込書（第2号様式）</u>により委員会に利用の申込みをしなければならない。 (利用の承諾) 第9条 委員会は、前条の申込みがあった場合において、利用の承諾をすることに決定したときは<u>預かり保育提供認定こども園においては認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第3号様式）</u>により、<u>預かり保育提供幼稚園においては預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（第4号様式）</u>により、利用の承諾をしないことに決定したときは<u>預かり保育利用不承諾通知書（第5号様式）</u>により当該申込みをした保護者に通知するものとする。 (利用の辞退) 第10条 保護者は、預かり保育の利用を辞退しようとするときは、速やかに<u>預かり保育利用辞退届（第6号様式）</u>によりその旨を委員会に届け出なければならない。 (利用の承諾の取消し) 第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消すことができる。 (1) 預かり保育を利用する幼児が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。 (2) 正当な理由がなく預かり保育料を納めないとき。 (3) 正当な理由がなく第5条の預かり保育を提供する時間<u>又は認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書により通知した利用時間</u>を超えて利用したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めた

改正後	改正前
とき。 (削除) <u>2</u> 委員会は、<u>前項</u>の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用承諾取消通知書（<u>第6号様式</u>）により速やかにその旨を保護者に通知するものとする。 (委任) 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 (略) 附 則（令和7年9月26日世教委規則第23号） 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第4条第1号及び第6条第1項第1号の改正規定 公布の日 (2) 次項の規定 令和8年3月1日 (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日 2 この規則による改正後の別表に規定する定員に係る世田谷区立幼稚園預かり保育規則第2条に規定する提供園における同規則第1条に規定する預かり保育の利用の申込み、承諾その他の手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。 <u>附 則（令和8年10月 日世教委規則第 号）</u> <u>1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この規則による改正後の第1条に規定する預かり保育の提供に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができ</u>	とき。 <u>2 委員会は、前条の規定による届出があったときは、速やかにその利用の承諾を取り消すものとする。</u> <u>3</u> 委員会は、<u>第1項</u>の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用承諾取消通知書（<u>第7号様式</u>）により、<u>前項の規定により利用の承諾を取り消したときは預かり保育利用辞退承諾通知書（第8号様式）により</u>速やかにその旨を保護者に通知するものとする。 (委任) 第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 (略) 附 則（令和7年9月26日世教委規則第23号） 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第4条第1号及び第6条第1項第1号の改正規定 公布の日 (2) 次項の規定 令和8年3月1日 (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日 2 この規則による改正後の別表に規定する定員に係る世田谷区立幼稚園預かり保育規則第2条に規定する提供園における同規則第1条に規定する預かり保育の利用の申込み、承諾その他の手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。

改正後	改正前																												
る。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第2号様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 別表（第4条関係） <table> <tr> <th>校名</th><th>定員</th></tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>認定こども園世田谷区立多聞幼稚園</td><td>24人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立砧幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立八幡山幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立さくらのおか幼稚園</td><td>34人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立たまがわのもり幼稚園</td><td>34人</td></tr> </table>	校名	定員	世田谷区立給田幼稚園	25人	認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	24人	世田谷区立砧幼稚園	25人	世田谷区立八幡山幼稚園	25人	世田谷区立さくらのおか幼稚園	34人	世田谷区立たまがわのもり幼稚園	34人	別表（第4条関係） <table> <tr> <th>校名</th><th>定員</th></tr> <tr> <td>世田谷区立三島幼稚園</td><td rowspan="2">計25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立中町幼稚園</td></tr> <tr> <td>世田谷区立給田幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立松丘幼稚園</td><td rowspan="2">計25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘幼稚園</td></tr> <tr> <td>世田谷区立砧幼稚園</td><td>25人</td></tr> <tr> <td>世田谷区立八幡山幼稚園</td><td>25人</td></tr> </table>	校名	定員	世田谷区立三島幼稚園	計25人	世田谷区立中町幼稚園	世田谷区立給田幼稚園	25人	世田谷区立松丘幼稚園	計25人	世田谷区立桜丘幼稚園	世田谷区立砧幼稚園	25人	世田谷区立八幡山幼稚園	25人
校名	定員																												
世田谷区立給田幼稚園	25人																												
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	24人																												
世田谷区立砧幼稚園	25人																												
世田谷区立八幡山幼稚園	25人																												
世田谷区立さくらのおか幼稚園	34人																												
世田谷区立たまがわのもり幼稚園	34人																												
校名	定員																												
世田谷区立三島幼稚園	計25人																												
世田谷区立中町幼稚園																													
世田谷区立給田幼稚園	25人																												
世田谷区立松丘幼稚園	計25人																												
世田谷区立桜丘幼稚園																													
世田谷区立砧幼稚園	25人																												
世田谷区立八幡山幼稚園	25人																												

改正後

第 1 号様式（第 8 条関係）
（別紙のとおり）

改正前

第 1 号様式（第 8 条関係）
認定こども園預かり保育利用申込書

年 月 日

世田谷区教育委員会 あて

申込者 住所
(保護者)
氏名

次のとおり預かり保育の利用を申し込みます。
預かり保育の利用に当たっては、世田谷区立認定こども園保育料条例、世田谷区立幼稚園預かり保育規則等に基づく指示を守ります。

幼稚園名		幼稚園	クラス名	
幼 児	ふりがな		保護者と の続柄	
	氏名			
利用希望日時		裏面のとおり		

改正後				改正前 (裏面)							
				月							
				日	曜日	利用時間	預かり保育料	日	曜日	利用時間	預かり保育料
				1				1 6			
				2				1 7			
				3				1 8			
				4				1 9			
				5				2 0			
				6				2 1			
				7				2 2			
				8				2 3			
				9				2 4			
				1 0				2 5			
				1 1				2 6			
				1 2				2 7			
				1 3				2 8			
				1 4				2 9			
				1 5				3 0			
								3 1			
						預かり保育 料小計 (A)				預かり保育 料小計 (B)	
						預かり保育 料合計 (A + B)					

改正後	改正前													
(削除)	第 2 号様式（第 8 条関係） 預かり保育利用申込書 年 月 日 世田谷区教育委員会 あて 申込者 住所 (保護者) 氏名 次のとおり預かり保育の利用を申し込みます。 預かり保育の利用に当たっては、世田谷区立幼稚園保育料条例、世田谷区立幼稚園預かり保育規則等に基づく指示を守ります。 <table><tr><td>幼稚園名</td><td>幼稚園</td><td>クラス名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">幼児</td><td>ふりがな</td><td rowspan="2">保護者と の続柄</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>利用希望月日</td><td colspan="3">裏面のとおりに</td></tr></table>	幼稚園名	幼稚園	クラス名		幼児	ふりがな	保護者と の続柄		氏名	利用希望月日	裏面のとおりに		
幼稚園名	幼稚園	クラス名												
幼児	ふりがな	保護者と の続柄												
	氏名													
利用希望月日	裏面のとおりに													

改正後				改正前 (裏面)							
				月							
				日	曜日	利用日	預かり保育料	日	曜日	利用日	預かり保育料
				1				1 6			
				2				1 7			
				3				1 8			
				4				1 9			
				5				2 0			
				6				2 1			
				7				2 2			
				8				2 3			
				9				2 4			
				1 0				2 5			
				1 1				2 6			
				1 2				2 7			
				1 3				2 8			
				1 4				2 9			
				1 5				3 0			
								3 1			
						預かり保育 料小計 (A)				預かり保育 料小計 (B)	
						預かり保育 料合計 (A + B)					

改正後	改正前
第 2 号様式（第 9 条関係） （別紙のとおり）	第 3 号様式（第 9 条関係） 認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書 年 月 日 あて 世田谷区教育委員会 印 下記のとおり預かり保育の利用を承諾し、及び預かり保育料の額を決定したので通知します。 記 幼稚園名 幼児氏名 利用日時及び預かり保育料の額 裏面のとおり この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から 6 箇月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません。

改正後				改正前 (裏面)							
				月							
				日	曜日	利用時間	預かり保育料	日	曜日	利用時間	預かり保育料
				1				1 6			
				2				1 7			
				3				1 8			
				4				1 9			
				5				2 0			
				6				2 1			
				7				2 2			
				8				2 3			
				9				2 4			
				1 0				2 5			
				1 1				2 6			
				1 2				2 7			
				1 3				2 8			
				1 4				2 9			
				1 5				3 0			
								3 1			
						預かり保育 料小計 (A)				預かり保育 料小計 (B)	
						預かり保育 料合計 (A + B)					

改正後	改正前
(削除)	<u>第 4 号様式（第 9 条関係）</u> 預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書 年 月 日 あて 世田谷区教育委員会  下記のとおり預かり保育の利用を承諾し、及び預かり保育料の額を決定したので通知します。 記 幼稚園名 幼児氏名 利用月日及び預かり保育料の額 裏面のとおり この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

改正後				改正前 (裏面)			
				月			
				日	曜日	利用日	預かり保育料
				1			
				2			
				3			
				4			
				5			
				6			
				7			
				8			
				9			
				10			
				11			
				12			
				13			
				14			
				15			
						預かり保育料小計 (A)	
						預かり保育料合計 (A + B)	

改正後	改正前
<u>第 3 号様式</u>（第 9 条関係） （別紙のとおり）	<u>第 5 号様式</u>（第 9 条関係） 預かり保育利用不承諾通知書 年 月 日 あて 世田谷区教育委員会  下記のとおり預かり保育の利用を承諾しないことに決定したので通知します。 記 幼稚園名 幼児氏名 承諾しない月日 理由 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から 6 箇月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません。

改正後	改正前
<u>第 4 号様式</u>（第10条関係） （別紙のとおり）	<u>第 6 号様式</u>（第10条関係） 預かり保育利用辞退届 年 月 日 世田谷区教育委員会 あて 届出者 住所 (保護者) 氏名 下記のとおり預かり保育の利用を辞退したいので届け出ます。 記 幼稚園名 幼児氏名 辞退する利用月日 理由
<u>第 5 号様式</u>（第10条関係） （別紙のとおり）	

改正後	改正前
<u>第 6 号様式</u>（第11条関係） （別紙のとおり）	<u>第 7 号様式</u>（第11条関係） 預かり保育利用承諾取消通知書 年 月 日 あて 世田谷区教育委員会  下記のとおり預かり保育の利用の承諾を取り消したので通知します。 記 幼稚園名 幼児氏名 取消しに係る利用月日 理由 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

改正後	改正前
(第 5 号様式に移動)	第 8 号様式 (第11条関係) 預かり保育利用辞退承諾通知書 年 月 日 あて 世田谷区教育委員会 印 下記のとおり預かり保育の利用の辞退を承諾したので通知します。 記 幼稚園名 幼児氏名 辞退の承諾に係る利用月日